

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和8年8月24日
安 来 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施区域等		実施期間	実施主体 （協定名）
1 号 事 業	2 号 事 業	3 号 事 業	4 号 事 業	地域	重点区 域との 重複の 有無		
	○			能義地区	無	R8 ～ R11	利弘町